



元教義第 682 号
元教保第 429 号
令和 2 年 2 月 28 日

市町村教育委員会教育長 様

長野県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症対策のための学校における一斉臨時休業について（通知）

先にお知らせしたとおり、本日文部科学省から「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（令和 2 年 2 月 28 日付け元文科初第 1585 号）」が発出されました。

この中で、「今がまさに感染の流行を早期に終息するため極めて重要な時期であり、何よりも子供たちの健康安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員が日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から」、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校について、全国一斉の臨時休業の要請がなされたところです。

県教育委員会においては、別紙のとおり対応することとしましたので、各市町村教育委員会におかれては、下記の点にも留意しつつ具体的な取り組みの検討をお願いします。

記

- 1 小学校の低学年の児童や、特別支援学級及び特別支援学校に在籍している児童生徒などのうち、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で 1 人で過ごすことができない児童生徒等への配慮をお願いします。
その場合、学校を活用することを含めて、市町村教育委員会と福祉部局が連携するなど適切な対応をお願いします。
- 2 児童生徒の居場所を確保する場合にあたっては、少人数に分散させるなど、可能な限りの感染防止策を講じていただくようお願いします。

教育委員会事務局義務教育課管理係
（課長）北村康彦 （担当）大久保和彦
電話 026-235-7426（直通）
026-232-0111（代表）内線 4343
FAX 026-235-7494
E-mail gimukyo@pref.nagano.lg.jp

教育委員会事務局保険厚生課保健・安全係
（課長）神田一郎 （担当）豊森孝弘
電話 026-235-7444（直通）
026-232-0111（代表）内線 4447
FAX 026-235-5169
E-mail hokenko@pref.nagano.lg.jp

(別紙)

県立学校における臨時休業の考え方

学校保健安全法第20条に基づき、県立中・高等学校については令和2年3月3日から、特別支援学校については2日から、春季休業の開始日までの間、以下の点を踏まえた上で臨時休業を実施します。

- 1 特別支援学校にあっては、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で1人で過ごすことができない幼児児童生徒について、できるだけ少人数に分散して自習等を行うなど、学校における感染防止に十分配慮した上で登校を認める。
- 2 今回の臨時休業の趣旨について保護者の理解と協力を得られるよう努めるとともに、あわせて児童生徒に対しても趣旨を理解させ、基本的に自宅で過ごすよう指導する。
- 3 自宅等においても手洗いや咳エチケット等の感染症対策を徹底するよう指導する。